

[事案 28-80] がん診断給付金支払等請求

・平成 29 年 2 月 8 日 裁定終了

<事案の概要>

約款上のがん（悪性新生物）に該当することを理由に、がん診断給付金等の支払いおよび保険料払込免除の適用を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 5 月より 7 月までの間入院し「後腹膜悪性腫瘍」の手術を受けたため、平成 26 年 12 月に契約した利率変動型積立保険にもとづき、がん診断給付金等の支払いおよび保険料払込免除の適用を請求したところ、手術を受けた疾病は、約款で規定するがん（悪性新生物）には該当しないことを理由に、給付金不支払いとなり、保険料払込免除は非適用となった。

しかしながら、同疾病はがん（悪性新生物）に該当するので、特定疾病保障特約（特約①）にもとづき特定疾病保険金、がん診断特約（特約②）にもとづきがん診断給付金を支払い、保険料払込免除特約（特約③）にもとづき平成 27 年 5 月以降の入院以降の保険料の払込みを免除してほしい。

<保険会社の主張>

診断書には病理組織診断名「inflammatory myofibroblastic tumor」と記載されており、約款において定めるがん（悪性新生物）に該当しないため、申立人の各請求には応じられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険会社に対する請求の前後の状況を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、「後腹膜悪性腫瘍」は約款上のがん（悪性新生物）には該当せず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。